

参 考

資料 1	鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	23
------	---------------------	----

資料 2	関係法令、条例、規則及び概要等（抜粋）	28
------	---------------------	----

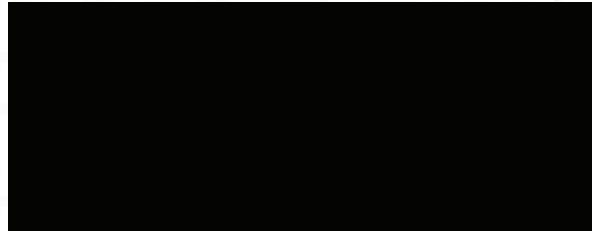


住民監査請求書

2022 年 3 月 24 日

代表監査委員 様

各 監査委員 様



前注 1：略語表記一覧（順不同）

事業センター＝一般公益財団法人鳥取環境管理事業センター

設置条例＝鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する
条例

設置条例規則＝設置条例の施行規則

促進条例＝鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例

促進条例規則＝促進条例の施行規則

産廃施設＝産業廃棄物処理施設

環境プラント＝環境プラント工業株式会社（米子市）

前注 2：年号は便宜上、元号を用いることとし、西暦との併記はしない。

1. 請求の趣旨

かねてより米子市淀江町小波地内に産廃施設設置を計画している事業センターは、平成 28 年 11 月 30 日、設置条例に基づく条例手続きを県に申請し、関係住民との間で協議を続けてきたが、令和元年 5 月 31 日に知事が協議成立を断念して終結判断をした（資料 1）。

これに伴い、県は令和元年度一般会計補正予算で事業センター支援事業として補助金 3,000 万円、貸付金 6,600 万円を予算化し（資料 2）地質調査、詳細設計を行っている。県はさらに令和 2 年度一般会計当初予算で、埋蔵文化財本調査及び周辺整備計画策定準備に必要な経費を支援する目的で 3,330 万円を予算化（資料 3）、そのうちの周辺整備計画策定準備費は 310 万円で、事業センターは関係自治会の振興交付事業策定準備を山陰技術コンサルタント株式会社に委託し、事業を進めている。

しかしながら、事業センターが実施している振興交付策定準備事業は、対象地域外の自治会を「関係自治会」とし、促進条例 6 条に反するなど、促進条例及び設置条例（それぞれの施行規則を含む）の規定に違反してなされた県費の違法な支出により実施されているもので、事業センターに交付した補助金は違法または不当な公金の支出に当たり、県に損害を及ぼすから、その支出を差し止め、県が被った損害を補てんするために知事または職員が必要な措置を講ずるよう、地方自治法 242 条第 1 項の規定により請求する。

2. 請求の理由

(1) 設置条例が定める「周辺区域」対象外の区域で事業センターが実施している周辺整備計画策定事業に交付されている補助金は違法かつ不当な公金の支出に該当する。

- ① 施設周辺整備事業交付金は、産廃施設の設置促進を図る目的で（促進条例 1 条）、「施設から 500 メートル以内の集落の地域及びこれに準ずるものとして知事が認めた地域」を「対象地域」として（同 2 条 2 号）、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するもので地域住民の意見を反映した整備計画に定める事業（同 6 条 2 項 1 号）の実施に要する費用を負担する者に対し交付される（同 7 条）。

事業センターは平成 28 年 11 月 30 日、事業計画（設置条例 5 条）を、「周辺区域に存する自治会は 6 自治会」として周知計画書（同 6 条、資料 4）と添付書面及び図面（同規則 6 条 3 項、資料 4-1）を県に提出し、条例手続を進めてきた。

- ② 設置条例は「周辺区域」を「施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるもの」（2 条 12 号）、「関係住民」を「周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は営業所を有する者その他規則で定める者」（同条 13 号）とし、設置条例規則 4 条 3 号で産廃の最終処分場の敷地境界から 500 メートル以内の区域」、同規則 5 条 1 号でこれを「周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（「自治会等）」と、それぞれ具体化している。

これらの条例及び規則の規定を現地の状況に当てはめれば、この区域内に存する「自治会等」の条件を満たす自治会は、上泉、下泉、福平の 3 自治会となる。

- ③ ところが、事業センター（資料 5）と県循環型社会推進課（資料 6）は、「周辺区域に存する字名は泉、小波、平岡であるから、この字の地域に住所を有するもので構成される自治会は関係自治会であり、小波上、小波浜、西尾原の 3 自治会もそれに含まれる」として、計 6 自治会を「周知対象者」とし、設置条例が求める周知計画書（資料 3）を作成して手続きを進めてきた。

しかしながら、小波浜、小波上、西尾原の各自治会は施設設置予定地から 500 メートルの範囲に入らないことが明白な地域に住所を持つ住民により組織された自治体であり、「対象自治会」には当たらない。

- ④ 事業センターはこの条例の明文に反する解釈のもとに、促進条例所定の「対象地域」（2 条 2 号）とその地域内に住所を有する「地域住民」（同条 3 号）に該当しない者の利益のために着々と周辺整備計画策定事業を進めつつある。

これらの工事の一端を示せば次のとおりである。

* 西尾原自治会の場合、河川改修、集会場建設、防火水槽の設置、墓下斜面崩落対策等がコンサルタント会社によって、積算作業が行われている。

- ⑤ 以上の理由から、条例が定める「周辺区域」に該当しない地域の自治会を参入させて、「周辺区域」外の地域において周辺整備計画策定事業を実施することは、県が自ら定めた条例に違反し、それに公金を支出することは違法かつ不当であり、県に財産上の損害を与えるものである。

(2) 事業センターが予定する米子市有地に、産廃施設を設置することはできない。

① 事業センターが産廃施設設置を予定している土地は、米子市と合併する前の旧淀江町の町有地であり、計画地面積の約 48% を占める。しかし、この土地に産廃施設を設置することはできない。

この土地については、環境プラント第 2 不燃物最終処分場が建設された平成 4 年 5 月 21 日に旧淀江町と同社との間で「開発協定」（平成 9 年 8 月 28 日に変更協定締結）が結ばれ、その 1 条 1 項で、「環境プラント工業は、鳥取県西伯郡淀江町小波地内において環境プラント工業不燃物最終処分場の建設（以下「開発事業」という）を行い、もって鳥取県西部広域行政圏の衛生事業に寄与するものとする」と事業の目的を定めた上、4 条で「土地を第 1 条の目的以外の用途に供してはならない」と取り決めているからである。産廃施設設置が「土地を 1 条所定の目的以外の用途に供する」ものであることに疑問を容れる余地はない。

② 当初、この事業を計画し準備を進めたのは環境プラントであったが、平成 20 年に事業主体が事業センターに変わり、その間、鳥取県（資料 7）、米子市（資料 8）、事業センター（資料 9）、環境プラント（資料 10）はいずれも、この「開発協定」のもとでは産廃施設設置はできないとの認識を共有していた。

③ 上記のことから、事業センターの事業計画書に示されている計画地は存在しないことになる以上、これまで事業センターが産廃施設設置をめざして進めてきた条例手続きはすべて無効に帰し、地質調査や詳細設計に支出された県費 9,600 万円は違法かつ不当な支出として県に回復できない損害を与えるものとなる。

3. まとめ

事業センターは、開発協定が一般廃棄物処理場以外の目的への使用を禁じている市有地に産廃施設設置を計画したうえ、条例・規則が定める周辺区域の関係住民である、関係自治会の範囲を拡張して周辺地域整備事業の準備を進めている。この事業について、県が事業センターに補助金を交付しているのは違法、不当な公金支出であるから、厳正な監査を行って、県の被った損害を補てんするため知事または職員に必要な措置を講じさせることを求めるものである。

住民監査請求書

2022年3月24日

代表監査委員 様

各 監査委員 様

① 請求人（請求人代表者）

住所

氏名

電話：

② 請求人

住所

氏名

電話：

③ 請求人

住所

氏名

電話：

④ 請求人

住所

氏名

電話：

⑤ 請求人

氏名

電話：

⑥ 請求人

住所

氏名

電話：

⑦ 請求人

住所

氏名

電話：

⑧ 請求人

住所

氏名

電話：

⑨ 請求人

住所

氏名

電話：

⑩ 請求人

住所

氏名

電話：

事実証明書

- 1 廃棄物処理施設の設置に係る事業者及び関係住民の意見の調整結果（令和元年5月31日付鳥取県知事名）の写し
- 2 令和元年度一般会計補正予算説明資料
循環型社会推進課 環境管理事業センター支援事業
- 3 令和2年度一般会計当初予算説明資料
循環型社会推進課 環境管理事業センター支援事業（事業費）
- 4 周知計画書（平成28年11月30日付公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長名）の写し
4-1 「周知の対象とする地域（概要）」と題する資料
- 5 「関係自治会（＝周知対象者）の選定にあたっての考え方 事業センター」と題する資料
- 6 「淀江産業廃棄物処分場計画における設置手続条例で定める関係住民の範囲 鳥取県循環型社会推進課」と題する資料
- 7 淀江産業廃棄物管理型処分場に係る公開質問状について（回答）（平成28年5月9日付鳥取県統轄監名）の写し
- 8 淀江産業廃棄物管理型最終処分場建設計画に関する再質問に対する回答について（平成28年9月20日付環政起第2139号－3米子市長名）の写し
- 9 平成31年4月18日付再質問書について（回答）（令和元年5月17日付環事第52号公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長名）の写し
- 10 平成27年2月10日の質問状に対する回答について（平成29年3月24日付環境プラント工業株式会社代表取締役名）の写し

（追加提出資料）

- 11 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の運用について（通知）（平成20年10月22日付第200800111388号生活環境部長名）の写し
- 12 「実るか『官民共同』 産廃最終処分場 H20.5.28 日本海新聞」と題する資料
- 13 「100倍希釈地点の周辺の公図」と題する資料
- 14 開発事業変更協議書（平成9年6月23日付環境プラント工業（株）代表取締役名）の写し
- 15 開発事業の変更協議結果について（通知）（平成9年7月29日付公都第102号鳥取県知事名）の写し
- 16 開発協定書の写し
- 17 確認書（平成8年2月9日付淀江町長名、淀江土地改良区理事長名、鳥取県西部広域行政管理局事務局長名、環境プラント工業株式会社代表取締役名）の写し
- 18 「一般廃棄物最終処分場埋立計画検討協議資料」と題する資料
- 19 「米子市環境プラント（株）の訪問記録」と題する資料
- 20 平成28年5月定例会（平成28年6月13日）鳥取県議会会議録 第7号19
- 21 陳述の際に会場で示した地図を撮影したものの写し

関係法令、条例、規則及び要綱等（抜粋）

○地方自治法

（住民監査請求）

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第 1 項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第 1 項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があつた日から 60 日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると

認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。

- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10・11 (略)

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)並びに産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。
- (5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)をいう。
- (6) 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉(廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上のもの

イ 焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

- (8) 無害化处理実証試験施設 法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験(以下単に「実証試験」という。)の用に供する施設をいう。
- (9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化处理実証試験施設(以下「廃棄物処理施設等」という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合(規則で定めるものに限る。)を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。
- (10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。
- (11) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。
- (12) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。
- (13) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定める者をいう。
- (14) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をいう。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事業計画書」という。)を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2～5 (略)

(周知計画書の提出)

第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会(以下「説明会」という。)の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画(以下「周知計画」という。)を記載した周知計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

(関係市町村長等への照会)

第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

- 2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通ずるものとする。

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行つた後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 積替え保管施設の設置(施設の構造又は規模の変更を含む。以下同じ。)にあっては、当該積替え保管施設の敷地境界から50メートル以内の区域
- (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行うための施設(以下「中間処理施設」という。)の設置にあっては、当該中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置にあっては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域
- (4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域
 - ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
 - イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公

共用水域をいう。以下同じ。)及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね 100 倍となる地点までの区域

(関係住民)

第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)
- (2) 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (3) 周辺区域内の水域(廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水利権者

(周知計画書)

第7条 条例第6条第1項に規定する周知計画書(以下「周知計画書」という。)の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 周知の対象とする地域
- (2) 事業計画を作成した旨を広告する地域並びに広告の方法及び期間
- (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所並びに期間及び時間
- (4) 説明会の開催予定日時及び場所
- (5) 説明会の対象者
- (6) 説明会開催の周知方法
- (7) 説明会で配布する書類及び図面の種類
- (8) 説明会以外の周知の方法
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第6条第1項の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

○鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の確保が本県の環境の保全と産業の振興にとって極めて重要であることにかんがみ、産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金(以下「交付金」という。)の交付その他必要な事項を定め、産業廃棄物処理施設の設置の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設(以下「灰溶融施設」という。)であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。
- (2) 対象地域 産業廃棄物処理施設から500メートル以内の集落の地域及びこれに準ずるものとして知事が認めた地域をいう。
- (3) 地域住民 対象地域内に住所を有する者及び対象地域内で事業を営む者をいう。

(指定施設の指定)

第3条 知事は、産業廃棄物処理施設を設置する者(以下「設置者」という。)からの申出に基づき、次に掲げる要件をすべて満たしている産業廃棄物処理施設を、指定施設として指定するものとする。

- (1) 主として県内で発生した産業廃棄物を処理するもので、専ら特定の事業者が排出する産業廃棄物を処理するものでないこと。
 - (2) 鳥取県産業廃棄物処理計画に定める産業廃棄物の処理必要量を処理するために必要な範囲内のものであること。
 - (3) 知事が別に定める産業廃棄物処理施設の構造に関する指針に適合する構造のものであること。
 - (4) 地域住民によって組織された団体(知事が適当と認めるものに限る。)の代表者、対象地域に係る市町村の長又は知事(以下「住民代表者等」という。)との間で、産業廃棄物処理施設の運営状況の監視及び当該監視に要する費用の負担について、協定を締結していること。ただし、知事が、その必要がないと認めるときは、この限りでないこと。
- 2 知事は、前項の規定により指定施設の指定をしたときは、指定施設の設置者に通知するとともに、指定施設の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称を公表するものとする。

(周辺整備計画)

第6条 指定施設の設置者は、対象地域に係る次に掲げる事業について、周辺整備計画を策定し、知事に協議し、その同意を求めることができる。

- (1) 道路、河川、公園、上下水道、集会施設その他の施設の整備事業
- (2) 産業廃棄物処理施設に関する研修事業
- (3) その他対象地域の生活環境の保全又は地域振興を図るために必要な事業

2 知事は、前項の協議に係る周辺整備計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、その同意をするものとする。

- (1) 周辺整備計画に定める事業が、対象地域の生活環境の保全又は地域振興に資するものであるとともに、地域住民の意見を反映したものであること。
- (2) 周辺整備計画に定める事業を実施する者の承諾が得られるものであること。
- (3) 周辺整備計画に定める事業の事業費の合計額から、次に掲げる額の合計額を控除した

額が、指定施設の種類及び規模に応じ別表に定める限度額を超えないものであること。

ア 当該事業に対する国庫補助金、国庫負担金その他の国の支出金の額

イ 市町村に対する地方交付税の額のうち当該事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

- 3 前項第3号の規定にかかわらず、知事は、公益上特に必要があると認めるときは、議会の議決を得て、同号の限度額を増額することができる。
- 4 知事は、第2項の規定により同意をしたときは、指定施設の設置者及び周辺整備計画に定める事業を実施する者(国及び県を除く。)に対しその旨を通知するとともに、周辺整備計画の概要を公表するものとする。

(交付金の交付)

第7条 県は、前条第2項の規定による同意を得た周辺整備計画に定める事業(以下「同意事業」という。)の実施に要する経費を負担する者(国、県その他規則で定める者を除く。)に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付金の額は、前項に規定する者が支出する同意事業の実施に要する経費の額から、次に掲げる額の合計額を控除した額に相当する額以下とする。

(1) 当該同意事業に充てられる補助金、分担金、負担金その他の収入(地方債を除く。)の額

(2) 地方交付税の額のうち当該同意事業に係る部分に相当するものとして知事が定める額

○鳥取県補助金等交付規則

(目的等)

第1条 この規則は、補助金等の交付に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

2 補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付要綱)

第4条 知事は、補助金等を交付するときは、あらかじめ次に掲げる事項を規定する要綱を制定し、これを公にするものとする。ただし、知事が別に定める補助金等については、この限りでない。

(1) 補助金等の名称及び交付目的

(2) 補助金等の交付を受けることができる者

(3) 補助事業等の内容

(4) 補助金等の額の算定方法

(5) 補助事業等が間接交付等のためのものである場合にあっては、当該間接交付等を受けることができる者、間接補助事業等の内容及び間接県費補助金等の額に関する事項

(6) その他補助金等の交付に関し必要な事項

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下「交付申請」という。)をする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。

- (1) 対象事業に係る事業計画書
- (2) 対象事業に係る収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下「交付決定」という。)をするものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、交付申請に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。この場合においては、当該交付申請に係る対象事業の遂行が不当に困難とならないようにしなければならない。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第3号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等(補助金等が間接交付等のためのものである場合にあっては、間接補助事業等。この条において同じ。)がすべて完了したとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したとき(前2号に該当する場合を除く。)

- 2 前項の報告書には、同項各号に掲げる時点における対象事業の状況を記載した次に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 対象事業に係る事業報告書
- (2) 対象事業に係る収支決算書又はこれに準ずる書類

- 3 補助事業者等は、年度(第1項の報告書により報告する補助事業等の実績に係る年度を除く。)が終了したときにおいて実施中の補助事業等が終了しないときは、次に掲げる事項を記載した補助金等進捗状況報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 報告者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 報告年月日
- (3) 補助金等の名称
- (4) 交付決定通知の年月日及び番号
- (5) 交付決定の算定基準額及び交付決定額
- (6) 当該報告に係る年度の前年度までの実績における算定基準額及び交付決定額
- (7) 当該報告に係る年度の実績における算定基準額及び交付決定額

(8) 当該報告に係る年度の翌年度以降の補助事業等の実施計画における算定基準額及び交付決定額

- 4 前項第6号から第8号までに掲げる算定基準額の合計額又は交付決定額の合計額は、同項第5号に掲げる算定基準額又は交付決定額と一致しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第18条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、対象事業が決定内容等に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 (略)

○公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)の活動を支援することにより、産業廃棄物処理施設の確保等を通じた産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するセンターに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

- 3 鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる

日までに行わなければならない。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2～4 (略)

別表 (第 3 条関係)

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
産業廃棄物最終処分場整備事業	補助事業に要する委託費 (測量費、地質調査費、用地調査費)、その他特に必要と認められる経費 (委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。)	2/3
埋蔵文化財本調査事業	補助事業に要する委託費 (調査経費、工事費)、その他特に必要と認められる経費 (委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。)	2/3
周辺整備計画策定準備事業	補助事業に要する委託費 (周辺整備計画策定事業費の積算費用、資料作成費)、その他特に必要と認められる経費 (委託費については、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。)	10/10

○鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の運用について

(平成 20 年 10 月 22 日付生活環境部長通知)

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例 (平成 12 年鳥取県条例第 15 号。以下「条例」という。) 及び鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則 (平成 20 年鳥取県規則第 78 号) の施行に伴い、(略)、下記のとおり運用することとしましたので、適切に事務処理を行ってください。(略)

記

4 対象地域の考え方について

(1) 対象地域は、「施設から 500 メートル以内の集落の地域」及び「これに準ずるものとして知事が認めた地域」としているが、これは、感覚的に「近くに施設がある」と感じる距離を、上流側も含めて一律に半径 500 メートルの範囲とし、あとは生活環境の保全上一定の影響がある地域を追加する等、その都度判断していくという考えによるものである。

なお、条例は県条例であり、条例が適用されるのは本県域内であることは言うまでもない。

- (2) 対象地域のうち「施設から 500 メートル以内の集落の地域」については、処理施設の敷地境界から直線で 500 メートルの範囲に一部でも係る集落があれば、その集落全体が対象地域となるものである。

また、集落とは本来家屋の集まっているところの意味であるが、家屋の分布にかかわらず（一軒離れている等）その地区に属するものであれば、当然、対象地域に該当すると解する。

- (3) 対象地域のうち「これに準ずるものとして知事が認めた地域」については、例えば、次の地域が考えられる。

ア 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則（平成 17 年鳥取県規則第 121 号。以下「設置手続条例施行規則」という。）第 4 条第 4 号ア又はイに該当する区域

イ 地区名は異なっても昔から同一の集落として扱われ、又は同一の自治会を形成する等、対象地域の集落と昔から同歩調をとってきた地区（旧村、校区単位の考え方はしない。）

- (4) 以上のように「これに準ずるものとして知事が認めた地域」は、「施設から 500 メートル以内の集落の地域」以外で、生活環境の保全上一定の影響がある地域等を追加するものであるが、あくまで「施設から 500 メートル以内の集落の地域」に準ずるものであり、一定の範囲内で該当する地区に限定されるものであること。

なお、最終処分場の場合にあっては、特段の理由がない限り、対象地域は、設置手続条例施行規則第 7 条第 2 項第 1 号の周知の対象とする地域と同一範囲となるものであること。

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例運用マニュアル（平成 22 年 1 月鳥取県生活環境部循環型社会推進課）

第 3 章 運用

第 2 条 定義

（関係住民）

第 5 条 条例第 2 条第 12 号（注）に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- （1）周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）
- （2）周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
- （3）周辺区域内の水域（廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者

【関係住民】（条例第 2 条第 11 号（注））

廃棄物処理施設等の設置により、生活環境保全上の影響を日常的に受ける者を対象と

することが適当であるため、周辺区域内で継続的に生活、事業を行っている者を関係住民として設定するものである。

よって、周辺区域内に土地を所有していても、周辺区域内に居住等していない場合は、関係住民に含めない。なお、関係住民の具体的な考え方は以下のとおりである。

関係住民の区分	考え方
周辺区域内に存する自治会等 (規則第5条第1号)	・具体的には、自治会、町内会などの団体が該当する。 (略) ・「周辺区域内に存する」とは、自治会等の全区域が周辺区域に含まれる場合に限らず、自治会等の区域の一部が含まれる場合も該当する。 (略)

(監査委員事務局注) 現条例では第2条第13号に関係住民が規定されているが、マニュアルは改正されていない。

○「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」
に係る手続等の手引（平成 22 年 1 月鳥取県生活環境部循環型社会推進課）

Ⅱ 合意形成手続 Ⅱ－4 添付書類及び記載例

2 周知計画書

関係住民へ事業計画の周知を図る計画について作成するものであり、事業計画書に併せて提出してください。

作成に当たっては、チェックシート及び記載例を参考にいただき、書類に不備がないようにしてください。

ポイント！

- 1 周辺区域内の関係住民を把握してください。
- 2 関係住民に、確実に、周知ができる計画としてください。
- 3 説明会の資料は、関係住民の方にわかりやすく作成してください。

周知計画書の必要書類一覧

No.	書 類 の 名 称
1	周知計画書（規則様式第 2 号）
2	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面 （広域図：周知の対象とする地域等の全体がわかる図面）
3	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面 （詳細図：周辺区域内の関係住民の位置がわかる図面）
4	周辺区域の設定理由
5	関係住民一覧表
6	広告文書
7	説明会において配布する書類及び図面
8	その他周知に係る書類（自治会回覧文書等）

周知計画書チェックシート

No.	確認欄	内 容
1	☐	周知計画書
	☐	(1) 事業者（提出者）
	☐	・氏名・住所の記載はあるか。
	☐	・押印はあるか。
	☐	(2) 廃棄物処理施設の種類
	☐	・事業計画書と同一か。
	☐	(3) 周知の対象とする地域
	☐	・関係住民がすべて含まれているか。
	☐	(4) 広告する地域
	☐	・周知の対象地域がすべて含まれているか。
	☐	(5) 広告の方法及び期間
	☐	・広告方法は適当か。
	☐	・広告場所は適当か。（地区公民館、市役所・町村役場、総合事務所又は設置予定場所等）
	☐	・広告期間は適当か。（広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日まで広告する計画か）
	☐	(6) 縦覧の場所
	☐	・縦覧場所は適当か。（地区公民館、市役所・町村役場、総合事務所等）
	☐	(7) 縦覧の期間及び時間
	☐	・縦覧期間は適当か。（広告の日から起算して28日を経過する日まで縦覧する計画か）
	☐	・時間は適当か。
	☐	(8) 説明会の開催予定日時
	☐	・日時は参集しやすい曜日、時間か。
	☐	・開催日は縦覧期間内か。
	☐	(9) 説明会の開催予定場所
	☐	・参集しやすい場所か。
	☐	(10) 説明会の対象者
	☐	・すべての関係住民が対象となっているか。
	☐	(11) 説明会の開催の周知方法
	☐	・関係住民に確実に周知が図られる計画か。
	☐	(12) 配布する書類及び図面の種類
	☐	(13) 説明会以外の周知の方法
2	☐	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面（広域図）
	☐	・周辺区域、周知区域、説明会の対象区域が分かりやすく、図示されているか。
	☐	・それぞれの範囲は適当か。
3	☐	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面（詳細図）
	☐	・周辺区域内の住居、事業場、農地等の配置がわかるか。
	☐	・住居、事業場、農地等に漏れはないか。
	☐	・関係住民一覧表と整合が図られているか。
4	☐	周辺区域の設定理由
	☐	・基本的な範囲（積保：50m、中間：200m、最終：500m）は、適当か。
	☐	・生活環境保全上一定の影響がある区域は、適当か。
	☐	・排水がある場合は、100倍希釈地点まで含まれているか。
5	☐	関係住民一覧表
	☐	・関係住民に漏れがないか。関係住民を区分ごとに記載しているか。
	☐	・周知方法は適当か。
	☐	・図面と整合が図られているか。
6	☐	広告文書
	☐	・縦覧場所、縦覧期間、縦覧時間、説明会の日時及び場所が記載されているか。
	☐	・意見書が提出できる旨が記載されているか。
7	☐	説明会において配布する書類及び図面
	☐	・内容は、適当か。
	☐	①事業の概要を説明する書類、②施設の概要を説明する書類、③施設付近の見取図、④施設の配置図、⑤排水経路図、⑥処理工程図、⑦生活環境影響調査結果の概要書、⑧環境保全措置、⑨維持管理計画書 等
8	☐	その他周知に係る書類（自治会回覧文書等）

様式第2号 (第7条関係)

周知計画書

年 月 日

〇〇総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提 出 者 鳥取〇〇株式会社

代表取締役 鳥〇 吉〇

代表
者印

電話番号 (0857)26-〇〇〇〇

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

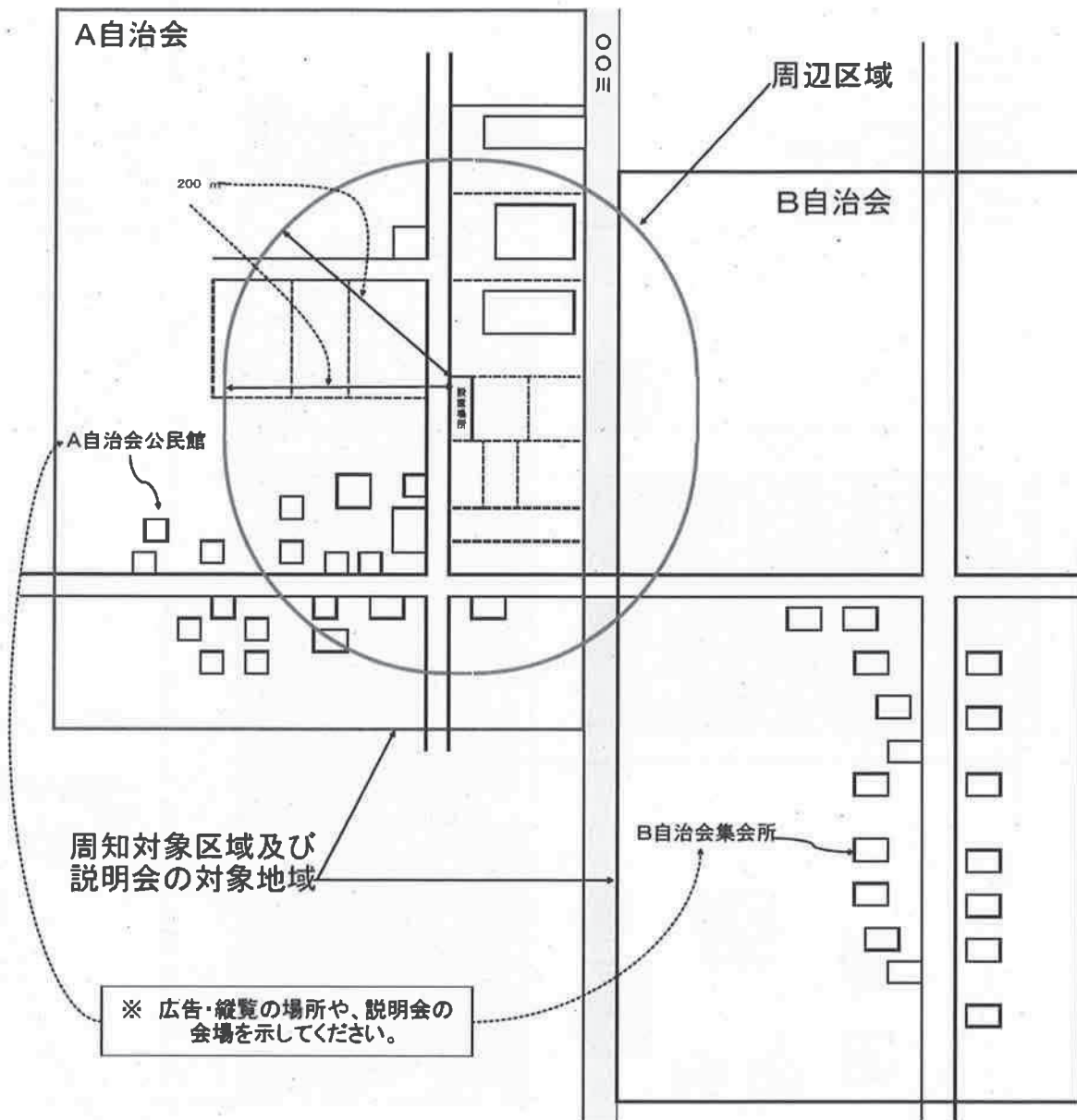
廃棄物処理施設等の種類	注1	木くず又はがれき類の破碎施設
周知の対象とする地域	注2	A自治会及びB自治会の区域(別紙のとおり)
広告及び縦覧に関する事項	広告する地域	同上
	広告の方法及び期間	方法:A自治会公民館、B自治会集会所、鳥取市役所〇〇課、東部総合事務所に掲示する。 期間:平成20年6月1日から 平成20年7月13日
	縦覧の場所	A自治会公民館、B自治会集会所、鳥取市役所〇〇課、東部総合事務所生活環境局
	縦覧の期間及び時間	期間:平成20年6月1日から 平成20年6月28日 時間:午前9時から午後5時
	開催予定日時	①平成20年6月15日(日)午後1時から ②平成20年6月22日(日)午後1時から
説明会に関する事項	開催予定場所	①A自治会公民館 ②B自治会集会所
	対象者	関係住民(別添一覧のとおり)
	開催の周知方法	関係住民へ案内文を直接配布するとともに、自治会の全戸を対象に有線放送及び回覧で周知を図る。
	配布する書類及び	別紙のとおり
説明会以外の周知の方法	注10	問い合わせがあれば、個別に説明する。

注 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

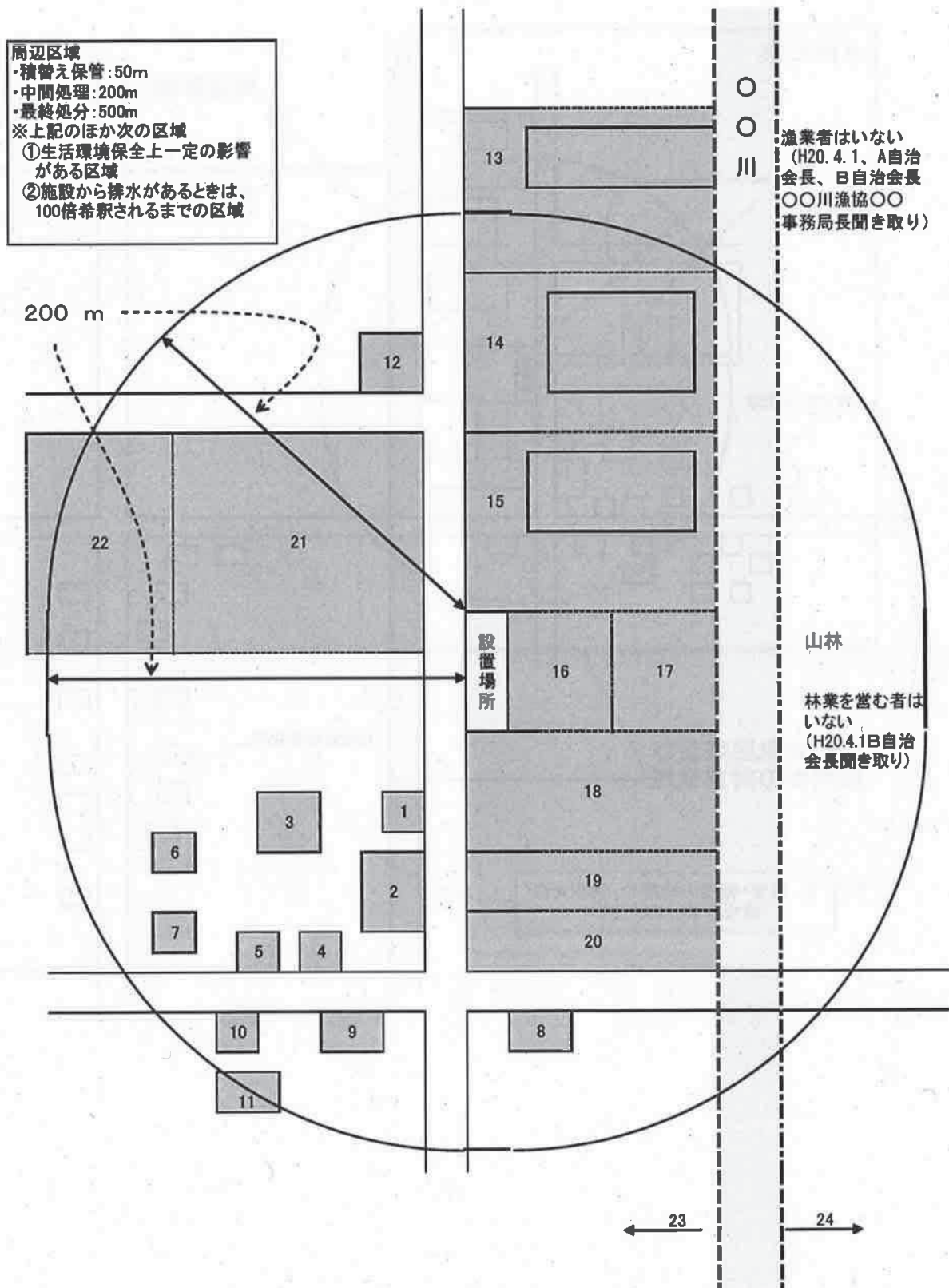
【注意事項】

- 注1 ・事業計画書に記載した施設の種別を記載してください。
- 注2 ・地域の名称を記載するとともに、地図上に地域を明示してください。
- 注3 ・広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日まで広告を行う計画としてください。
縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日まで広告が必要です。
- 注3 ・広告の場所は、次のとおりとしてください。
①周辺区域内の集会所等の公共の場所（自治会の公民館・集会所等）
②関係市町村の庁舎
③設置予定場所を所管する総合事務所
④設置予定場所
・周辺区域が広範囲に及ぶ場合には、日刊新聞紙への掲載やインターネット等による広告を行ってください。
- 注4 ・縦覧の場所は、次のとおりとしてください。
①周辺区域内の集会所等の公共の場所（自治会等の公民館・集会所等）
②関係市町村の庁舎
③設置予定場所を所管する総合事務所その他関係住民の参集しやすい場所
- 注5 ・広告の日から起算して28日を経過する日までの間、縦覧を行う計画としてください。
- 注6 ・説明会は、関係住民の方が参加しやすい曜日、時間、場所としてください。
・複数回の説明会を予定されているときは、それぞれの日時・場所がわかるよう記載してください。
- 注7 ・地図及び一覧表により、関係住民を漏れなくリストアップして、周知を図ってください。
- 注8 ・関係住民に対しては、案内文を直接配布するなど、周知が確実に図られる方法としてください。
- 注9 ・説明会で配布する書類を添付してください。（事業計画書に添付されているものについては、資料の名称を記載してもかまいません。）
・原則、次の書類が必要です。
①事業の概要を説明する書類、②施設の概要を説明する書類、③施設付近の見取図、④施設の配置図、⑤排水経路図、⑥処理工程図、⑦生活環境影響調査結果の概要書
⑧環境保全措置、⑨維持管理計画書 等
- 注10 ・説明会以外の周知の方法を具体的に記載してください。

周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面（広域図）



周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面（詳細図）



※ 周辺区域内の住居、事業場、農地等には、「関係住民一覧表」と同一の番号を記載して、この図面と「関係住民一覧表」との整合を図ること。

周辺区域の設定理由

周辺区域は、次のとおり処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域である。

1 規則第4条第1号～第3号

中間処理施設であることから、敷地境界から200メートル以内の区域

条例施行規則第4条

- (1) 積替え保管施設：敷地境界から 50メートル以内の区域
- (2) 中間処理施設：敷地境界から200メートル以内の区域
- (3) 最終処分場：敷地境界から500メートル以内の区域

2 規則第4条第4号

ア 生活環境影響調査結果において生活環境保全上一定の影響があるとされた区域

次のとおり、敷地境界から200メートル以上離れた区域においては、生活環境保全上の影響は軽微であると考えられるため、該当区域なし。

- ・大気質：処理施設の敷地境界における予測値が環境基準値以下であること。
- ・騒音：敷地境界から200メートル地点における予測値は○dBであり、騒音の環境基準以下であること。
- ・振動：敷地境界から200メートル地点における予測値は○dBであり、振動の現況値と同レベルであること。

※「生活環境保全上一定の影響があるとされた区域」は、規則第4条第1号～第3号の区域外であっても、周辺区域となります。

※ここでは、次のことを明らかにしてください。

- ① 規則第4条第1号～第3号の区域外に、生活環境保全上一定の影響がある区域があるかどうか
- ② ①の区域がある場合は、その範囲はどこまでか

※ 排ガスを排出する施設（焼却施設等）については、最大着地濃度地点における予測結果等により、生活環境保全上一定の影響があるとされた地域を明らかにしてください。

イ 廃棄物処理施設等からの排水が流入する水域における水量が、排水量のおおむね100倍となる地点までの区域

当該廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び生活排水を除く）はないため、該当区域なし。

※ 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び生活排水を除く）が流入する水域における水量が、排水量のおおむね100倍となる地点までの区域については、規則第4条第1号～第3号の区域外であっても、周辺区域となります。

※ 廃棄物処理施設等からの排水があるときは、その排水量及び当該排水が流入する水域の水量を明らかにした上で、流入水域の水量が排水量のおおむね100倍となるまでの区域を明らかにしてください。

